

平成 年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 住所  
商号又は名称  
代表者  
建設業許可番号 大臣・知事 第 号 印

### 新規雇用者状況報告書

以下のとおり職員を新規に雇用したので報告します。

氏名	雇用した年月日	本人の住所

報告書作成上の注意点

- この報告書は、茨城県内に建設業法上の主たる営業所がある建設業者が、前勤務先を解雇された者又は内定取消しを受けた方を平成20年1月1日から平成21年3月31日（内定取消しの者は平成21年4月1日）までの期間に雇用した場合に提出してください。  
なお、新規に雇用した職員の担当業種は問いませんが（例えば事務や経理でも可）、茨城県内に勤務（新規雇用者が実際に赴任する事務所）又は居住しており、前勤務先の離職又内定取消し（平成20年度新規卒業予定者に限る）が証明できる者に限りです。  
また、職員を雇用した日は、社会保険の手続き書類中の「資格取得年月日」又は雇用保険の手続き書類中の「被保険者となった年月日」とします。
- 報告書には、以下の①～③に掲げる全ての書類を添付してください。なお、書類の添付ができない場合は新規雇用者として認められませんので、ご了承願います。
  - 該当する職員を雇用した日がわかる雇用保険又は社会保険の書類の写し  
例) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（社会保険事務所の受付印があるもの）  
健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証 など
  - 該当する職員が離職したことを証明する書類の写し  
例) 前会社の解雇通知書、採用内定取消書 など
  - 県内に居住又は勤務していることを証する書類（上記①の書類で確認できる場合は省略可）  
例) 住民票の写し 運転免許証の写し など
- この報告書に記載された職員について、雇用状況を確認する場合がありますので、あらかじめ了承願います。なお、提出された個人情報が入札参加資格審査にのみ利用します。
- 報告書提出期限 平成21年4月17日（金） 持参又は書留等で郵送（消印有効）
- 報告書の提出先及び問い合わせ先  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 土木部監理課建設業担当  
電話 029-301-4334

記載例

平成21年3月30日

書類を作成した日

茨城県知事 殿

申請者 住所 茨城県水戸市〇〇〇  
商号又は名称 (株)〇〇建設  
代表者 〇〇 〇〇  
建設業許可番号 大臣・知事 第999999号

印

新規雇用者状況報告書

以下のとおり職員を新規に雇用したので報告します。

氏名	雇用した年月日	本人の住所
〇〇 〇〇	平成21年2月1日	茨城県水戸市〇〇〇
	雇用保険・社会保険の資格取得年月日を記入	

報告書作成上の注意点

- この報告書は、茨城県内に建設業法上の主たる営業所がある建設業者が、前勤務先を解雇された者又は内定取消しを受けた方を平成20年11月1日から平成21年3月31日（内定取消しの者は平成21年4月1日）までの期間に雇用した場合に提出してください。  
なお、新規に雇用した職員の担当業種は問いませんが（例えば事務や経理でも可）、茨城県内に勤務（新規雇用者が実際に赴任する事務所）又は居住しており、前勤務先の離職又内定取消し（平成20年度新規卒業予定者に限る）が証明できる者に限りです。  
また、職員を雇用した日は、社会保険の手続き書類中の「資格取得年月日」又は雇用保険の手続き書類中の「被保険者となった年月日」とします。
- 報告書には、以下の①～③に掲げる全ての書類を添付してください。なお、書類の添付ができない場合は新規雇用者として認められませんので、ご了承願います。
  - 該当する職員を雇用した日がわかる雇用保険又は社会保険の書類の写し  
例) 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（社会保険事務所の受付印があるもの）  
健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証 など
  - 該当する職員が離職したことを証明する書類の写し  
例) 前会社の解雇通知書、採用内定取消書 など
  - 県内に居住又は勤務していることを証する書類（上記①の書類で確認できる場合は省略可）  
例) 住民票の写し 運転免許証の写し など
- この報告書に記載された職員について、雇用状況を確認する場合がありますので、あらかじめ了承願います。なお、提出された個人情報が入札参加資格審査にのみ利用します。
- 報告書提出期限 平成21年4月17日（金） 持参又は書留等で郵送（消印有効）
- 報告書の提出先及び問い合わせ先  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 土木部監理課建設業担当  
電話 029-301-4334